【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出日】 平成26年6月5日提出

【計算期間】 第15期

(自 平成25年3月12日 至 平成26年3月10日)

【ファンド名】 国際 ジャパン オープン

【発行者名】 国際投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 吉松 文雄

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号

【事務連絡者氏名】 井口 文雄

【連絡場所】 本店の所在の場所に同じ

【電話番号】 03 (5221)6110

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

わが国の株式に投資することにより信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 信託金の限度額

- 1,000億円です。
- * 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。 基本的性格
- 一般社団法人投資信託協会による商品分類および属性区分は、以下の通りです。

商品分類表

		1		
単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)		
単位型投信	国内	株 式		
	海外	不動産投信		
追加型投信		その他資産		
	内 外	資産複合		

(注)該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産と			
	ともに運用されるファンドをいう。			
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的			
	に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。			
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的			
	に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。			

属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域
株式	年1回	グローバル
一般 大型株	年2回	日本
中小型株	年4回	北米
債券 一般 公債	年6回(隔月)	区欠州
公園 社債 その他債券	年12回(毎月)	アジア
クレジット属性	日々	オセアニア
不動産投信	その他	中南米
その他資産		アフリカ
資産複合		中近東(中東)
		エマージング

(注)該当する部分を網掛け表示しています。

該当する属性区分の定義について

株式 (一般)	大型株 ^{*1} 、中小型株 ^{*2} 属性にあてはまらない全てのものをいう。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

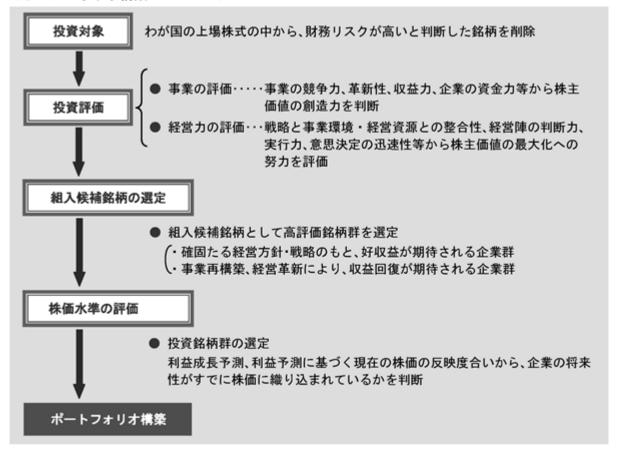
- * 1 大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- *2 中小型株・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

前記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (http://www.toushin.or.jp/) よりご確認ください。

ファンドの特色

- 動 わが国の金融商品取引所上場(これに準ずるものを含みます。)株式を主要投資対象とします。
 - ◆株式への投資にあたっては、中長期的な投資期間における成長性、収益性、資産価値および経営者の資質等から、株主価値の創造に対する評価を行い、投資価値が高いと判断される企業を選定して投資します。
- ファンドマネージャー自身のボトムアップ・アプローチ*1 による銘柄選定により、 アクティブ運用を行います。
 - ファンドマネージャーの企業訪問等による調査・分析をベースに企業分析を行い、投資銘柄の 選定を行います。
 - * 1【ボトムアップ・アプローチ】投資対象となる個別企業の調査、分析に裏付けられた投資判断をもとに銘柄選定を行い、その積み上げによりポートフォリオを構築していく方法です。

<ポートフォリオ構築のプロセス>



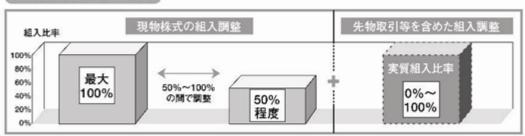
◆ 株主価値の最大化に注力し、利益成長の高さ・持続性を有する企業への投資を行います。 1株当たり利益の成長性、PER(株価収益率)、ROE(自己資本利益率)、EVA(経済付加価値)*2等 の指標を参考に、株主価値の最大化に注力し、利益成長の高さ・持続性を有する企業への投資を行います。

* 2【EVA(経済付加価値)】

Economic Value Added (経済付加価値)の略で、株主価値の創造を評価する指標の一つです。 EVAは、Stern Stewart & Co. の登録商標です。

- ❸ ファンドの収益率の向上をはかることを目的に、以下の観点から、株式組入比率の調整を行います。
 - ◆ 主として、ボトムアップ・アプローチの観点から、ファンドマネージャーが投資価値が高いと判断する企業の割安・割高の度合い、または割安と判断される企業の多寡によって組入比率の調整(通常50%~100%の範囲内)を行います。
 - ◆株式市場において大きな株価変動が予想される場合には、投資制限の範囲内で株価指数先物取引等を活用することにより、当ファンドの実質組入比率の調整を行うことがあります。
 - 有価証券先物取引等を含めた実質の株式組入比率は、通常、純資産総額の0%~100%の範囲内とします。(ただし、偶発的に当該範囲を超える場合を除きます。この場合には、速やかに当該範囲内となるように組入れを調整します。)

組入比率調整のイメージ図



- ※成長性、収益性、資産価値および経営者の資質等の評価は、個々の企業の経営方針、当該企業をとりまく環境、経済全体の変動等により、大きく変更される場合があります。
- ※資金動向や市況動向等の事情によっては、●~❸のような運用ができない場合があります。
- ④ 年 1 回決算を行い、収益の分配を行います。
 - 毎年3月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額と します。
- ・委託会社が基準価額水準·市況動向等を勘案して、利子·配当収入を中心に分配金額を決定します。

(ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。)

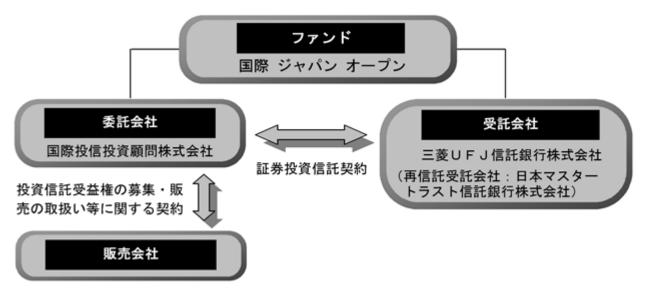
* 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断 により、分配を行わない場合もあります。

(2)【ファンドの沿革】

平成11年4月30日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始 平成19年1月4日 投資信託振替制度への移行に伴う重大な約款変更の適用

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割

- a.委託会社(国際投信投資顧問株式会社) ファンドの運用指図、運用報告書の作成等を行います。
- b. 受託会社(三菱UFJ信託銀行株式会社、再信託受託会社:日本マスタートラスト信託 銀行株式会社)

ファンドの財産の保管および管理等を行います。

c . 販売会社

受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付ならびに収益分配金、一部解約金 および償還金の支払いの取扱い等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約の概要

- a.証券投資信託契約(委託会社と受託会社との契約) 証券投資信託の運用の基本方針、運営方法ならびに委託会社、受託会社および受益者と の権利義務関係ならびに受益権の取扱い方法等が定められています。
- b.投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約(委託会社と販売会社との契約) 受益権の募集・販売の取扱い、一部解約事務ならびに収益分配金、一部解約金および償 還金の受益者への支払いの取扱いに関する方法等が定められています。

委託会社の概況

- a. 資本金(平成26年3月末現在) 26億8千万円
- b.沿革

昭和58年3月1日 国際投信委託株式会社設立

昭和59年12月12日 国際投資顧問株式会社設立

平成9年7月1日 両社の合併により国際投信投資顧問株式会社に商号変更

c.大株主の状況(平成26年3月末現在)

氏名または名称	住所	所有株式数	比率
三菱UFJ証券ホールディ ングス株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5番2号	7,161株	55.09%
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区丸の内一丁目 6番5号	1,400株	10.77%
株式会社三菱東京UFJ 銀行	東京都千代田区丸の内二丁目 7番1号	899株	6.91%

d . 金融商品取引業者登録番号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第326号

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

わが国の株式に投資することにより信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 投資態度

- a . わが国の金融商品取引所上場銘柄を主要投資対象として信託財産の中長期的な成長を目指します。
- b . ボトムアップ・アプローチにより銘柄選定を行います。

株式投資にあたっては、ボトムアップ・アプローチにより、中長期的な投資期間において成長性、収益性、資産価値および経営者の資質等から株主価値の創造に対する評価を行い、投資価値が高いと判断される企業を選定して投資します。

- * ポートフォリオ構築にあたっての銘柄選定は、以下の観点等により行います。
 - (a) 事業の評価

事業の競争力、革新性、収益力、資金力等から株主価値の創造力を判断

(b)経営力の評価

戦略と事業環境・経営資源との整合性、経営陣の判断力、実行力、意思決定 の迅速性等から株主価値の最大化への努力を評価

(c)株価水準の評価

利益成長予測、利益予測に基づく現在の株価の反映度合いから、企業の将来性がすでに株価に織り込まれているかを判断

- c.ボトムアップ・アプローチとは、企業調査および分析をもとに個別銘柄の選択に主眼を 置いた投資手法の一つです。当ファンドでは、運用担当者による企業訪問等をベースに 企業分析を行います。
- d.成長性、収益性、資産価値および経営者の資質等からの株主価値の創造に対する評価 は、個々の企業の経営方針、当該企業をとりまく環境、経済全体の変動等により、大き く変更される場合があります。
- e . 株式組入比率の調整

信託財産の収益の向上を図る為、以下の観点から株式組入比率の調整を行います。

(a) 主として、ボトムアップ・アプローチの観点から、運用担当者が投資価値が高い と判断する企業の割安・割高の度合い、または割安と判断する企業の多寡によっ て現物株式を売買することで組入比率の調整(通常50%~100%の範囲)を行い ます。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- (b)前記の組入比率の調整に加えて、大きな株価変動が予想される場合には、投資制 限の範囲内で有価証券先物取引等を活用することによって、ファンドの実質組入 比率の調整を行うことがあります。
- (c) 有価証券先物取引等を含めた実質の株式組入比率は、通常純資産総額の0%~ 100%の範囲内とします。(ただし、偶発的に当該範囲を超える場合を除きま す。この場合には、速やかに当該範囲内となるように組入れを調節します。)
- f.株式以外への資産の投資は、原則として信託財産総額の75%以下とします。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない 場合があります。

(2)【投資対象】

わが国の金融商品取引所上場(これに準ずるものを含みます。)株式を主要投資対象とします。 投資の対象とする資産の種類(約款第19条の2)

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資 法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

- b.デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、(5) 信託 約款に定める投資制限の および に定めるものに限ります。)に係る権利
- c . 約束手形
- d . 金銭債権

運用の指図範囲(約款第20条第1項)

委託会社は、信託金を、主として、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定によ り有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図しま す。

- a . 株券または新株引受権証書
- b . 国債証券
- c . 地方債証券
- d . 特別の法律により法人の発行する債券
- e . 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型 新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- f.特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをい います。)
- g . 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第 6号で定めるものをいいます。)
- h.協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるも のをいいます。)
- 1 . 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取 引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- i . コマーシャル・ペーパー
- k . 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同 じ。) および新株予約権証券
- 1.外国または外国の者の発行する証券または証書で、 a. から k. までの証券または証書 の性質を有するもの
- m.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信 託の受益証券に限ります。)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- n.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行 信託の受益証券に表示されるべきもの
- o . 外国の者に対する権利で n . の有価証券の性質を有するもの

なお、a.の証券または証書および1.の証券または証書のうちa.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b.からf.までの証券および1.の証券または証書のうちb.からf.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第20条第2項)

委託会社は、信託金を、前記 の有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- a . 預金
- b.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- c . コール・ローン
- d . 手形割引市場において売買される手形
- e.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f . 外国の者に対する権利で e . の権利の性質を有するもの

特別な場合の金融商品による運用(約款第20条第3項)

前記 の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記 の a.からf.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象

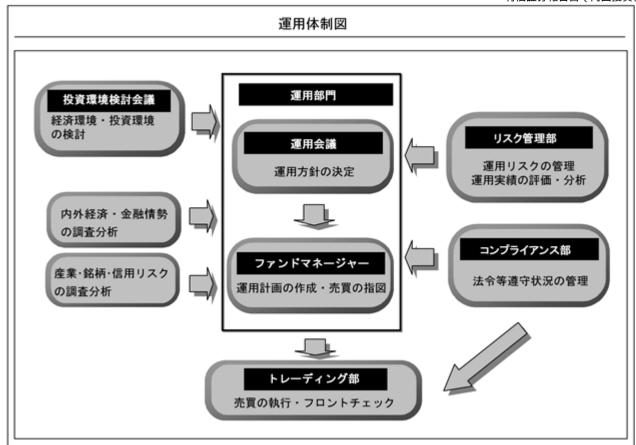
- a . 先物取引等
- b . スワップ取引

(3)【運用体制】

ファンドの運用に関する主な会議および組織は次の通りです。(平成26年3月末現在)

会議	役割・機能
投資環境検討会議	原則として月1回投資環境検討会議を開催し、経済環境等の長期的な
	構造変化や中長期的な投資環境について検討を行います。
運用会議	原則として月1回運用会議を開催し、運用方針ならびに収益分配金お
	よび収益分配金の決定に関する方針等の決定を行います。

組織	役割・機能
運用部門(ファン	ファンドマネージャーは運用会議にて運用方針が承認された後、運用
ドマネージャー)	ファンドマネージャーは運用会議にて運用方針が承認された後、運用 計画書を作成します。この計画に基づいて売買の指図を行い、ポート
	フォリオを構築します。なお、随時投資環境、投資対象ならびに資産
	状況について分析および検討し、ポートフォリオの見直しを行いま
	す。



参考

ファンドの運用は、運用部門の株式運用部が担当し、ファンドマネージャー 5 名で運用を行い、トレーディング部、リスク管理部、コンプライアンス部においては総勢30名程度で上記業務に当たっております。

運用体制に関する社内規則等は次の通りです。

委託会社は、「組織規程」において、ファンドの運用方針等を決定する機関として運用会議をおくなどの運用体制を定めています。ファンドマネージャー(運用担当者)の適正な行動基準の確立のために「運用担当者規則」を定めています。

関係法人に関する管理体制は次の通りです。

委託会社は、受託会社より年1回、内部統制の整備および運用状況に関する報告書を入手 し、その内容の確認を行っています。

(注)組織変更等により前記の名称、人数または内容等は変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎年3月10日(休業日のときは翌営業日とします。)に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

a . 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金中のその他調整金は、全額 分配に使用することができます。 b. 分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に分配金額を 決定します。(ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともありま す。)

c . 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

収益分配金の交付

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日以内)から、販売会社において、受益者に支払います。

収益の分配方式

- a.信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - (a)配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬(当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)相当額を含みます。)を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - (b)売買損益に評価損益を加減した利益金額(「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬(当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。)を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(5)【投資制限】

信託約款に定める投資制限

株式への投資(約款 運用の基本方針3.投資制限(1))

株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資は、制限を設けません。

新株引受権証券等への投資(約款第20条第4項)

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。 投資する株式等の範囲(約款第22条)

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限(約款第23条)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。 信用取引の指図範囲(約款第24条)

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- b.信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - (a) 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - (b)株式分割により取得する株券
 - (c) 有償増資により取得する株券
 - (d)売出しにより取得する株券
 - (e)信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の行使により取得可能な株券
 - (f)信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権((e)に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第25条)

- a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)
 - (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、 ヘッジ対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価 総額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、 ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入れヘッジ対象有価証券を差引いた額)に 信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権の利払金およ び償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券 に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内としま す。
 - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- b.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券 (以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下 同じ。)の時価総額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が、取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- c.委託会社は、信託財産に属する効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを 回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション 取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行 うことの指図をすることができます。
 - (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、 ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金 および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対 象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額(以下(b)において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が、当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額とします。
 - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が、取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第26条)

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- b.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c.スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d . スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額 で評価するものとします。
- e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたと きは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

同一銘柄の転換社債等への投資制限(約款第27条)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の 時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしませ ん。 有価証券の貸付の指図および範囲(約款第28条)

- a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を、貸付時点において、貸付株式および貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する株式および公社債の額面金額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する 契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

外貨建資産への投資制限(約款第29条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100分の 30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の 30を超えることとなる場合には、速やかにこれを調整します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第30条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

外国為替予約の指図(約款第31条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国 為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ(約款第40条)

- a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金の借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b.一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を限度とします。
- c. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令等による投資制限

同一の法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

デリバティブ取引(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図してはならないものとされています。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

ファンドが有する主なリスクおよび留意点は以下の通りです。 (主なリスクおよび留意点であり、以下に限定されるものではありません。)

基準価額は、組入有価証券等の値動き等により上下します。また、組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。

したがって、投資信託は預貯金と異なり、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

株価変動リスク

株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の 影響を受け変動します。株式の価格が変動すればファンドの基準価額の変動要因となりま す。

信用リスク

投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

為替変動リスク

ファンドが外貨建資産を保有する場合、当該通貨と円との為替相場変動の影響を受け、損失を被ることがあります。

カウンターパーティー・リスク(取引相手先の決済不履行リスク)

証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。 その他の主な留意点

a . 収益分配金に関する留意点

- ・ 計算期末に、基準価額水準に応じて、別に定める分配方針により収益の分配を行い ますが、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。
- ・ 投資信託(ファンド)の収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、収益分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- ・ 収益分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 受益者の個別元本によっては、収益分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- b. 受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- c. 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、運用部門から独立した部門において、多面的にファンドの投資リスク管理を行っています。

トレーディング部

株式、公社債等の売買執行および発注に伴うフロントチェックを行います。

コンプライアンス部

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理 し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理部

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的 管理を行っています。

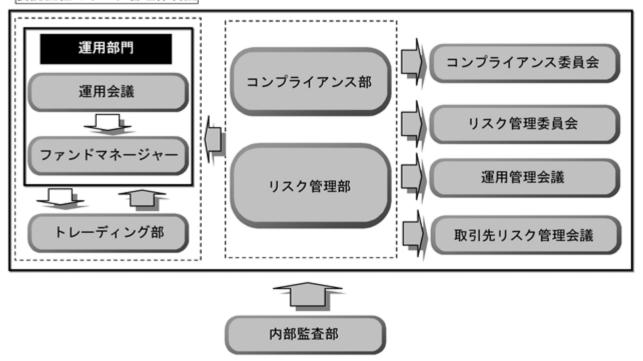
内部監査部

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

この他に、投資リスク管理に関して、以下の会議体を設けています。

- * コンプライアンス委員会(原則、毎月開催)において、信託財産の運用に係る法令等遵守状況、その他コンプライアンス上、重要な個別案件に関する審議、改善策等の検討を行っています。
- * リスク管理委員会(原則、毎月開催)において、信託財産の運用に係る運用リスク等に関する審議、改善策の検討を行っています。
- * 運用管理会議(原則、毎月開催)において、原則として、全ファンドの運用実績の状況を報告するとともに、必要に応じて特定のファンドに対する詳細な分析を実施し、必要な改善策等の提言を行っています。
- * 取引先リスク管理会議(原則、四半期毎に開催)において、信託財産の運用に係る運用リスクのうち、取引相手先の決済不履行リスク(カウンターパーティー・リスク)に関する管理 方針等の検討を行っています。

委託会社のリスク管理体制図



* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

手数料率: 上限3.24%(税抜3.00%)

申込手数料は、取得申込みの受付日の基準価額に、3.24%(税抜3.00%)を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料は消費税等相当額を含みます。申込手数料の照会先は販売会社となります。

(2)【換金(解約)手数料】

かかりません。

ただし、信託財産留保額として、解約の受付日の基準価額の0.3%が差引かれます。

(3)【信託報酬等】

- a.信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年 1.836%(税抜1.700%)の率を乗じて得た額とします。信託報酬は消費税等相当額を含 みます。
- b.信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき 信託財産中から支弁します。

信託報酬の平成26年3月末現在の料率(税抜)、支払先および配分は、以下の通りです。

委託会社	受託会社	販売会社
年0.900%	年0.100%	年0.700%

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

(4)【その他の手数料等】

信託事務の諸費用

- a.信託財産に関する租税、監査費用(消費税等相当額を含みます。)等の信託事務の処理 に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財 産中から支弁します。
- b.信託財産に係る監査費用(消費税等相当額を含みます。)は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率(年0.00432%(税抜0.00400%)以内の率)を乗じて得た額とし、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

売買・保管等に要する費用

信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等(消費税等相当額を含みます。)、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用 についても信託財産が負担するものとします。

資金の借入れ

- 一部解約金の支払資金に不足額が生じて資金借入れの指図をする場合は、借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- * 売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。
- (注)手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を 記載することはできません。

(5)【課税上の取扱い】

ファンドの課税上の取扱いは、株式投資信託となります。

- * 以下の内容は、平成26年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- * 買取制度につきましては、販売会社に確認してください。
- * 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

個人の受益者に対する課税

期間	対象	課税対象	所得の種類	税率等		
平成26年	収益分配金	普通分配金	配当所得	源泉徴収(申告不要)20.315% * 1		
1月1日から	4VIII) HO 3E		HU크///RT	(所得税15.315% * 1	地方税5.000%)	
平成49年	一部解約金	 	密连 红组	申告分離課税 *2	20.315% * 1	
12月31日まで 	償還金	譲渡益	譲渡所得	(所得税15.315% * 1	地方税5.000%)	

- *1 所得税の税率には、復興特別所得税が含まれています。
- *2 原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収あり)をご利用の場合は、源 泉徴収され、申告不要制度が適用されます。
 - 1 収益分配金に対する課税は、確定申告を行うことにより総合課税(配当控除の適用があります。)または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。
 - 2 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」の適用 対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募 株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利 用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条 件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

	所得税法上の対象額	税率等					
収益分配金	普通分配金額						
一部解約金	解約価額の個別元本超過額	平成26年1月1日から平成49年12月31日までは 源泉徴収15.315% [*] (所得税)					
償還金	償還価額の個別元本超過額						

* 所得税の税率には、復興特別所得税が含まれています。 税額控除制度および益金不算入制度が適用されます。その他くわしくは販売会社にお問い 合わせください。

個別元本について

- a. 受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料(消費税等相当額を含みます。)は含まれていません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c.受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

d. 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際は、

- a. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者 の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- b. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成26年3月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	1,114,794,700	96.58
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		39,366,265	3.41
合計 (純資産総額)		1,154,160,965	100.00

⁽注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(評価額上位30銘柄)

(平成26年3月31日現在)

順	国/						帳簿	i価額		平成26年3月31日 価額	投資
位	地域	種類	銘柄名	業種	通貨	株式数	単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	比率 (%)
1	日本	株式	ファーストリテイリン グ	小売業	日本円	1,800	37,690.00	67,842,000	37,435.00	67,383,000	5.83
2	日本	株式	KDDI	情報・通信業	日本円	9,800	6,045.00	59,241,000	5,976.00	58,564,800	5.07
3	日本	株式	ファナック	電気機器	日本円	2,700	17,325.00	46,777,500	18,205.00	49,153,500	4.25
4	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	日本円	6,100	7,973.00	48,635,300	7,800.00	47,580,000	4.12
5	日本	株式	日立製作所	電気機器	日本円	46,000	824.00	37,904,000	762.00	35,052,000	3.03
6	日本	株式	ミネベア	電気機器	日本円	36,000	956.00	34,416,000	918.00	33,048,000	2.86
7	日本	株式	ITホールディングス	情報・通信業	日本円	18,800	1,821.00	34,234,800	1,694.00	31,847,200	2.75
8	日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	日本円	20,500	1,555.00	31,877,500	1,536.00	31,488,000	2.72
9	日本	株式	SCSK	情報・通信業	日本円	10,900	3,065.00	33,408,500	2,781.00	30,312,900	2.62
10	日本	株式	マツダ	輸送用機器	日本円	62,000	492.00	30,504,000	458.00	28,396,000	2.46
11	日本	株式	不二越	機械	日本円	40,000	640.00	25,600,000	680.00	27,200,000	2.35
12	日本	株式	みずほフィナンシャル グループ	銀行業	日本円	126,900	209.00	26,522,100	204.00	25,887,600	2.24
13	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	日本円	7,000	3,732.00	26,124,000	3,634.00	25,438,000	2.20
14	日本	株式	住友化学	化学	日本円	65,000	422.00	27,430,000	381.00	24,765,000	2.14
15	日本	株式	東芝	電気機器	日本円	55,000	459.00	25,245,000	437.00	24,035,000	2.08
16	日本	株式	オリックス	その他金融業	日本円	16,200	1,529.00	24,769,800	1,453.00	23,538,600	2.03
17	日本	株式	富士フイルムホール ディングス	化学	日本円	8,400	2,913.00	24,469,200	2,771.00	23,276,400	2.01
18	日本	株式	TDK	電気機器	日本円	5,300	4,565.00	24,194,500	4,310.00	22,843,000	1.97
19	日本	株式	デンソー	輸送用機器	日本円	4,400	5,367.00	23,614,800	4,948.00	21,771,200	1.88
20	日本	株式	積水化学工業	化学	日本円	17,000	1,180.00	20,060,000	1,073.00	18,241,000	1.58
21	日本	株式	三井住友フィナンシャ ルグループ	銀行業	日本円	4,000	4,609.00	18,436,000	4,409.00	17,636,000	1.52
22	日本	株式	サントリー食品イン ターナショナル	食料品	日本円	4,900	3,530.00	17,297,000	3,555.00	17,419,500	1.50
23	日本	株式	三菱UFJフィナン シャル・グループ	銀行業	日本円	29,700	599.00	17,790,300	567.00	16,839,900	1.45
24	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	日本円	2,200	7,782.00	17,120,400	7,606.00	16,733,200	1.44
25	日本	株式	IHI	機械	日本円	38,000	482.00	18,316,000	434.00	16,492,000	1.42
26	日本	株式	日立キャピタル	その他金融業	日本円	6,900	2,552.00	17,608,800	2,208.00	15,235,200	1.32
27	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	日本円	2,600	5,821.00	15,134,600	5,826.00	15,147,600	1.31
28	日本	株式	イリソ電子工業	電気機器	日本円	2,600	5,390.00	14,014,000	5,570.00	14,482,000	1.25
29	日本	株式	川崎重工業	輸送用機器	日本円	34,000	415.00	14,110,000	380.00	12,920,000	1.11
30	日本	株式	新日鉄住金ソリュー ションズ	情報・通信業	日本円	5,300	2,669.00	14,145,700	2,340.00	12,402,000	1.07

⁽注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率

(平成26年3月31日現在)

国内 / 外国	種類	業種	投資比率(%)
国内	株式	建設業	3.42
		食料品	3.00
		化学	7.97
		ゴム製品	0.72
		非鉄金属	2.72
		金属製品	0.69
		機械	8.57
		電気機器	18.31
		輸送用機器	9.53
		精密機器	0.50
		その他製品	0.80
		陸運業	1.44
		海運業	1.82
		情報・通信業	15.65
		卸売業	3.65
		小売業	6.87
		銀行業	5.23
		その他金融業	3.35
		不動産業	1.31
		サービス業	0.92
合計			96.58

⁽注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類及び業種の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成26年3月31日および同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	37(3)22 7 (7)	純資産総額(百万円)		基準価	額(円)
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第6期	(平成17年 3月10日)	4,974	4,981	6,967	6,977
第7期	(平成18年 3月10日)	4,764	4,770	8,995	9,005
第8期	(平成19年 3月12日)	3,689	3,693	9,512	9,522
第9期	(平成20年 3月10日)	2,228	2,232	6,312	6,322
第10期	(平成21年 3月10日)	1,340	1,343	4,002	4,012
第11期	(平成22年 3月10日)	1,446	1,449	5,057	5,067
第12期	(平成23年 3月10日)	1,338	1,340	5,099	5,109
第13期	(平成24年 3月12日)	1,093	1,095	4,553	4,563
第14期	(平成25年 3月11日)	1,087	1,089	5,476	5,486
第15期	(平成26年 3月10日)	1,202	1,204	7,025	7,035
平月	成25年 3月末日	1,052		5,585	
	4月末日	1,174		6,265	
	5月末日	1,150		6,205	
	6月末日	1,135		6,165	
	7月末日	1,139		6,208	
	8月末日	1,118		6,141	
	9月末日	1,203		6,680	
10月末日		1,191		6,644	
11月末日		1,254		7,104	
12月末日		1,300		7,462	
平成26年 1月末日		1,218		7,030	
2月末日		1,192		6,946	
	3月末日	1,154		6,812	

⁽注)基準価額は1単位(1万口)当たりの純資産総額です。

【分配の推移】

■ 【) 目口 ◇) 日 1 多 】		
期	計算期間	1万口当たりの分配金(円)
第6期	自 平成16年 3月11日 至 平成17年 3月10日	10
第7期	自 平成17年 3月11日 至 平成18年 3月10日	10
第8期	自 平成18年 3月11日 至 平成19年 3月12日	10
第9期	自 平成19年 3月13日 至 平成20年 3月10日	10
第10期	自 平成20年 3月11日 至 平成21年 3月10日	10
第11期	自 平成21年 3月11日 至 平成22年 3月10日	10
第12期	自 平成22年 3月11日 至 平成23年 3月10日	10
第13期	自 平成23年 3月11日 至 平成24年 3月12日	10
第14期	自 平成24年 3月13日 至 平成25年 3月11日	10
第15期	自 平成25年 3月12日 至 平成26年 3月10日	10

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%)
第6期	自 平成16年 3月11日 至 平成17年 3月10日	3.1
第7期	自 平成17年 3月11日 至 平成18年 3月10日	29.3
第8期	自 平成18年 3月11日 至 平成19年 3月12日	5.9
第9期	自 平成19年 3月13日 至 平成20年 3月10日	33.5
第10期	自 平成20年 3月11日 至 平成21年 3月10日	36.4
第11期	自 平成21年 3月11日 至 平成22年 3月10日	26.6
第12期	自 平成22年 3月11日 至 平成23年 3月10日	1.0
第13期	自 平成23年 3月11日 至 平成24年 3月12日	10.5
第14期	自 平成24年 3月13日 至 平成25年 3月11日	20.5
第15期	自 平成25年 3月12日 至 平成26年 3月10日	28.5
	自 平成26年 3月11日 至 平成26年 3月31日	3.0

⁽注)収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落)を基準とした、各計算期間末の基準価額(分配符)の上昇(または下落)率をいいます。

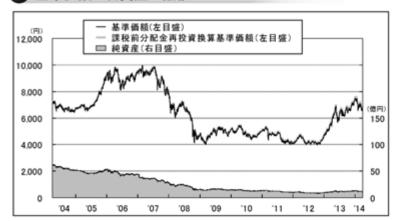
(4)【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済口数(口)
第6期	自 平成16年 3月11日 至 平成17年 3月10日	199,610,000	1,703,180,000	7,139,520,000
第7期	自 平成17年 3月11日 至 平成18年 3月10日	58,890,000	1,900,840,000	5,297,570,000
第8期	自 平成18年 3月11日 至 平成19年 3月12日	8,220,000	1,427,050,000	3,878,740,000
第9期	自 平成19年 3月13日 至 平成20年 3月10日	2,120,000	350,270,000	3,530,590,000
第10期	自 平成20年 3月11日 至 平成21年 3月10日	50,780,000	232,590,000	3,348,780,000
第11期	自 平成21年 3月11日 至 平成22年 3月10日	3,110,000	490,780,000	2,861,110,000
第12期	自 平成22年 3月11日 至 平成23年 3月10日	920,000	237,340,000	2,624,690,000
第13期	自 平成23年 3月11日 至 平成24年 3月12日	10,540,000	234,130,000	2,401,100,000
第14期	自 平成24年 3月13日 至 平成25年 3月11日	12,650,000	426,960,000	1,986,790,000
第15期	自 平成25年 3月12日 至 平成26年 3月10日	400,000	274,990,000	1,712,200,000
	自 平成26年 3月11日 至 平成26年 3月31日		17,960,000	1,694,240,000

(参考) その他の運用実績

2014年3月31日現在

基準価額・純資産の推移(過去10年間)



分配の推移 (1万口当たり、課税前)

2014年 3月	10円
2013年 3月	10円
2012年 3月	10円
2011年 3月	10円
2010年 3月	10円
設定来累計	2.277円

基準価額・純資産

項目	金額
基準価額	6.812円
純資産	11.5億円

- ※基準価額、課税前分配金再投資換算基準価額は2004年3月末を起点として表示。
 ※課稅前分配金再投資換算基準価額は、当ファンドの公表している2004年3月末以降の基準価額に、同年同月末以降の各収益分配金(課稅前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定し て算出したものであり、国際投信投資顧問が公表している基準価額とは異なります。

主要な資産の状況

※比率とは、当ファンドの純資産に対する比率です。

資産構成

内 訳	比率(%)
株式	96.6
現金等	3.4
合 計	100.0

(注) 現金等には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

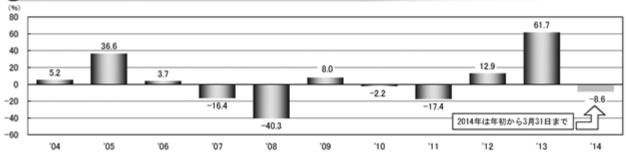
主要な組入銘柄(評価額上位)

	銘柄名	業 種	比率(%)
1	ファーストリテイリング	小売業	5.8
2	KDDI	情報·通信業	5.1
3	ファナック	電気機器	4.3
4	ソフトバンク	情報·通信業	4.1
5	日立製作所	電気機器	3.0
6	ミネベア	電気機器	2.9
7	I Tホールティングス	情報·通信業	2.8
8	住友電気工業	非鉄金属	2.7
9	SCSK	情報·通信業	2.6
10	マツダ	輸送用機器	2.5

業種別組入比率

業種	比率(%)
電気機器	18.3
情報・通信業	15.7
輸送用機器	9.5
機械	8.6
化学	8.0
小売業	6.9
銀行業	5.2
卸売業	3.7
建設業	3.4
その他金融業	3.4
その他業種	14.0
合 計	96.6

年間収益率の推移(暦年ベース) ※課税前分配金再投資換算基準価額を基に算出しています。



※課税前分配金再投資換算基準価額は、当ファンドの公表している基準価額に、各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと 仮定して算出したものであり、国際投信投資顧問が公表している基準価額とは異なります。

注記事項 ・当ファンドにはベンチマークはありません。

上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

- 取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所 定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続 きが完了したものを当日の受付分とします。
- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(1) 申込単位

販売会社が定める単位(当初元本1口=1円) 申込単位の照会先は販売会社となります。

(2) 申込手数料

手数料率: 上限3.24%(税抜3.00%)

申込手数料は、消費税等相当額を含みます。

申込手数料の照会先は販売会社となります。

(3) 申込代金

取得申込みの受付日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、前記手数料率を乗じて得た申込手数料(消費税等相当額を含みます。)を加えた額が申込代金となります。

(4) 払込期日

取得申込者は、申込代金を販売会社が指定する期日までに払込むものとします。

2【換金(解約)手続等】

・ 換金(解約)の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。換金請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるとき は、換金請求の受付を中止することおよびすでに受付けた換金請求の受付を取消すことがありま す。換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を 撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合の解約価額は、当該受付中止を解 除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとし、当該計算日の基準価額から信 託財産留保額を差引いた価額とします。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

販売会社によっては、買取りを取扱う場合があります。くわしくは、販売会社に確認してください。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

(1) 解約単位

販売会社が定める単位

(2) 解約価額

解約の受付日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。

(3) 解約手数料

かかりません。

(4) 信託財産留保額

解約の受付日の基準価額の0.3%とします。

(5) 支払日

解約代金は、原則として解約の受付日から起算して4営業日目から、販売会社において、受益者 に支払います。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額は、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。(ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。)

* 基準価額 = 純資産総額 ÷ 受益権総口数

ファンドの主な投資対象の評価方法

・国内株式

原則として金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。

基準価額の算出頻度

委託会社の毎営業日において算出されます。

基準価額の照会方法

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。

国際投信投資顧問株式会社

電話番号:0120-759311(フリーダイヤル)

(受付時間は営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ アドレス:http://www.kokusai-am.co.jp

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成11年4月30日以降、無期限とします。

(4)【計算期間】

毎年3月11日から翌年3月10日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。 なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

ファンドの償還条件等

- a. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b.委託会社は、一部解約により受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c . 委託会社は、信託の終了について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、 その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。た だし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則とし て、公告を行いません。
- d.解約しようとする旨の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- e . 1ヵ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数 の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- f. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその 理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付し ます。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行 いません。
- g.d.からf.までについては、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- i . 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- j.監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、1ヵ月を下らない一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超える場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- k.受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、または委託会社または受益者が裁判所に受託会社の解任を請求し裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生した ときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あら かじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c.信託約款の変更内容が重大なものについて、変更しようとする旨およびその内容の公告 および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べ るべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- d . 1ヵ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数 の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
- e . 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその 理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付し ます。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行 いません。
- f . 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、 a . から e . までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

信託契約の解約または変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務の委託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行 株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に 係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

運用報告書

委託会社は、計算期間終了毎および償還時に、運用経過等を記載した運用報告書を作成し、かつ販売会社を経由して知られたる受益者に交付します。なお、当該運用報告書は委託会社等のホームページにおいても受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。また、運用報告書を補完することを目的として、週次または月次に運用状況等を記載した情報提供資料を作成し、ホームページ等において受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日 (原則として決算日から起算して5営業日以内)から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合 はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

の権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(休業日のときは翌営業日)から起算して5営業日以内)に、販売会社において、受益者に支払います。 ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はそ

(3) 換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金(解約)請求する権利を有します。

解約金は、原則として解約の受付日から起算して4営業日目から、販売会社において、受益者に 支払います。

(4) 受益権均等分割

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて均等にファンドの受益権を保有します。 受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(5) 帳簿書類閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵 省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信 託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」とい う。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期計算期間(平成25年3月12日から平成26年3月10日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【国際 ジャパン オ・プン】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第14期計算期間末 平成25年 3 月11日現在	第15期計算期間末 平成26年 3 月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	105,567,422	49,658,676
株式	997,342,550	1,168,581,800
未収入金	26,116,159	-
未収配当金	892,800	818,550
未収利息	230	68
流動資産合計	1,129,919,161	1,219,059,094
資産合計	1,129,919,161	1,219,059,094
負債の部		
流動負債		
未払金	31,436,056	-
未払収益分配金	1,986,790	1,712,200
未払解約金	387,751	3,598,390
未払受託者報酬	480,131	636,481
未払委託者報酬	7,682,068	10,183,697
その他未払費用	19,148	25,405
流動負債合計	41,991,944	16,156,173
負債合計	41,991,944	16,156,173
純資産の部		
元本等		
元本	1,986,790,000	1,712,200,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	898,862,783	509,297,079
(分配準備積立金)	65,944,973	72,169,480
元本等合計	1,087,927,217	1,202,902,921
純資産合計	1,087,927,217	1,202,902,921
負債純資産合計	1,129,919,161	1,219,059,094

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第14期計算期間 自 平成24年 3 月13日 至 平成25年 3 月11日	第15期計算期間 自 平成25年 3 月12日 至 平成26年 3 月10日
受取配当金	16,853,618	18,279,576
受取利息	117,927	28,482
有価証券売買等損益	183,511,185	290,844,826
その他収益	304	661
営業収益合計	200,483,034	309,153,545
営業費用		
受託者報酬	961,516	1,239,810
委託者報酬	15,384,119	19,836,869
その他費用 _	38,347	49,477
営業費用合計	16,383,982	21,126,156
営業利益又は営業損失()	184,099,052	288,027,389
経常利益又は経常損失()	184,099,052	288,027,389
当期純利益又は当期純損失()	184,099,052	288,027,389
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	1,461,848	21,228,216
期首剰余金又は期首欠損金()	1,307,945,790	898,862,783
剰余金増加額又は欠損金減少額	232,952,446	124,599,671
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	232,952,446	124,599,671
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,443,549	120,940
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	7,443,549	120,940
分配金	1,986,790	1,712,200
期末剰余金又は期末欠損金()	898,862,783	509,297,079

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第15期計算期間 自 平成25年 3月12日 至 平成26年 3月10日
1.運用資産の評	株式
価基準及び評	原則として時価で評価しております。
価方法	時価評価に当っては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場(計算
	日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2.費用・収益の	(1) 受取配当金の計上基準
計上基準	受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金
	額を計上しております。
	(2) 有価証券売買等損益の計上基準
	約定日基準で計上しております。
3.その他	当ファンドの計算期間は、前期末が休日のため、平成25年 3月12日から平成26
	年 3月10日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第14期計算期間末 (平成25年 3月11日現在)			第15期計算期 (平成26年 3月10)		
1.	計算期間の末日における受益	益権の総数	1.	計算期間の末日における	受益権の総数
	1	,986,790,000□			1,712,200,000口
2.	投資信託財産計算規則第55	条の6第1項第10	2.	投資信託財産計算規則第	第55条の6第1項第10
号に規定する額			号に規定する額		
	元本の欠損	898,862,783円		元本の欠損	509,297,079円
3.	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資		3.	計算期間の末日における	1単位当たりの純資
	産の額			産の額	
	1口当たりの純資産額	0.5476円		1口当たりの純資産額	0.7025円
	(1万口当たりの純資産額	5,476円)		(1万口当たりの純資産額	7,025円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第14期計算期間				
自	平成24年	3月13日			
至	平成25年	3月11日			

第15期計算期間 自 平成25年 3月12日 至 平成26年 3月10日

分配金の計算過程

計算期末における分配対象金額70,565,030 円(1万口当たり355.15円)のうち、

1,986,790円(1万口当たり10.00円)を分配金額としております。

<u>нксосололо</u>	
項目	
費用控除後の配当等収 益額	A 15,341,262円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 2,633,267円
分配準備積立金額	D 52,590,501円
当ファンドの分配対象 収益額	E = A + B + C + D 70,565,030円
当ファンドの期末残存 口数	F 1,986,790,000□
1万口当たりの収益分 配対象額	G=10,000×E/F 355.15円
1万口当たりの分配額	H 10.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 1,986,790円

分配金の計算過程

計算期末における分配対象金額75,310,898円(1万口当たり439.82円)のうち、1,712,200円(1万口当たり10.00円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収 益額	A 16,019,181円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 2,285,318円
分配準備積立金額	D 57,006,399円
当ファンドの分配対象 収益額	E=A+B+C+D 75,310,898円
当ファンドの期末残存 口数	F 1,712,200,000□
1万口当たりの収益分 配対象額	G=10,000×E/F 439.82円
1万口当たりの分配額	H 10.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 1,712,200円

(金融商品に関する注記)

第14期計算期間 自 平成24年 3月13日 至 平成25年 3月11日

第15期計算期間 自 平成25年 3月12日 至 平成26年 3月10日

- 1.金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」(に基づいて定められた投資ガイドライン及び運用計画)に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

(2)金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、 有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び 金銭債務であります。当ファンドが保有する 有価証券の詳細は「(その他の注記)2有価証 券関係」に記載しております。これらは、株 価変動リスクなどの市場リスク、信用リス ク、及び流動性リスク等に晒されておりま す。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、運用部門から独立した部門が、信託財産の運用に係る法令、信託約款等の遵守状況や、「(2)金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク」に記載したリスクについてのモニタリングを行い、その結果に基づき経営陣・運用部門その他関連部署へ報告を行っております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、ファンドの運用方針等を踏まえ、組入資産が保有するリスクを把握・分析することにより、リスク管理を行っております。

信用リスクの管理

信用リスクに関しては、クレジット市場の動向及び組入資産の発行体信用状況の変化等をモニタリングすることにより、リスク管理を行っております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、市場規模及び商 品流動性の状況等について、把握・分析する ことにより、リスク管理を行っております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

- 1.金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針 同左

(2)金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク

同左

(3) 金融商品に係るリスク管理体制 同左

市場リスクの管理

同左

信用リスクの管理

同左

流動性リスクの管理

同左

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

同左

EDINET提出書類 国際投信投資顧問株式会社(E12428)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- 2. 金融商品の時価等に関する事項
- (1)貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてす べて時価評価されているため、貸借対照表計 上額と時価との差額はありません。
- (2) 時価の算定方法

株式

- 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
- コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、 帳簿価額は時価と近似していることから、当 該帳簿価額を時価としております。

- 2.金融商品の時価等に関する事項
- (1)貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
- (2)時価の算定方法 株式

同左

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第14期計算期間	第15期計算期間
自 平成24年 3月13日	自 平成25年 3月12日
至 平成25年 3月11日	至 平成26年 3月10日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	

(重要な後発事象に関する注記)

第15期計算期間 自 平成25年 3月12日 至 平成26年 3月10日

該当事項はありません。

(その他の注記)

1元本の増減

第14期計算期間末 (平成25年 3月11日現在)			算期間末 3月10日現在)
期首元本額	2,401,100,000円	期首元本額	1,986,790,000円
期中追加設定元本額	12,650,000円	期中追加設定元本額	400,000円
期中一部解約元本額 426,960,000円		期中一部解約元本額	274,990,000円

2 有価証券関係

第14期計算期間末 (平成25年 3月11日現在)				算期間末 8月10日現在)
売買目的有価証券	売買目的有価証券			
当計算期間の損益に含 種類 まれた評価差額(円)			計画型自	当計算期間の損益に含 まれた評価差額(円)
株式	235,498,552		株式	174,892,960
合計 235,498,552			合計	174,892,960

3 デリバティブ取引関係

第14期計算期間末	第15期計算期間末
(平成25年 3月11日現在)	(平成26年 3月10日現在)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表 株式

平成26年 3月10日現在

		評価額(円)		= 3月10日現在 備考	
銘柄	株式数(株)	単価			
コムシスホールディングス	4,800	1,731.00	8,308,800		
 	19,000	646.00	12,274,000		
NIPPO	7,000	1,514.00	10,598,000		
	3,000	3,697.00	11,091,000		
<u></u> 江崎グリコ	4,000	1,377.00	5,508,000		
アサヒグループホールディングス	4,100	2,820.00	11,562,000		
サントリー食品インターナショナル	4,900	3,530.00	17,297,000		
住友化学	65,000	422.00	27,430,000		
カネカ	8,000	678.00	5,424,000		
ダイセル	6,000	889.00	5,334,000		
積水化学工業	17,000	1,180.00	20,060,000		
日本ペイント	3,000	1,606.00	4,818,000		
富士フイルムホールディングス	8,400	2,913.00	24,469,200		
ユニ・チャーム	2,000	5,584.00	11,168,000		
ブリヂストン	2,300	3,792.00	8,721,600		
住友電気工業	20,500	1,555.00	31,877,500		
三和ホールディングス	12,000	711.00	8,532,000		
ツガミ	19,000	619.00	11,761,000		
荏原製作所	11,000	688.00	7,568,000		
ダイキン工業	800	5,862.00	4,689,600		
椿本チエイン	16,000	838.00	13,408,000		
福島工業	5,600	1,505.00	8,428,000		
不二越	40,000	640.00	25,600,000		
三菱重工業	18,000	629.00	11,322,000		
IHI	38,000	482.00	18,316,000		
ミネベア	36,000	956.00	34,416,000		
日立製作所	46,000	824.00	37,904,000		
東芝	55,000	459.00	25,245,000		
富士電機	22,000	475.00	10,450,000		
富士通	16,000	622.00	9,952,000		
TDK	5,300	4,565.00	24,194,500		
キーエンス	100	42,055.00	4,205,500		
イリソ電子工業	2,600	5,390.00	14,014,000		
ファナック	2,700	17,325.00	46,777,500		
太陽誘電	6,600	1,307.00	8,626,200		
デンソー	4,400	5,367.00	23,614,800		
川崎重工業	34,000	415.00	14,110,000		
トヨタ自動車	2,600	5,821.00	15,134,600		
アイシン精機	1,700	3,640.00	6,188,000		
マツダ	62,000	492.00	30,504,000		
本田技研工業	7,000	3,732.00	26,124,000		
朝日インテック	1,400	4,330.00	6,062,000		

			ロ呼呼びっ	农古香(内国投真)
ピジョン	2,000	4,375.00	8,750,000	
東日本旅客鉄道	2,200	7,782.00	17,120,400	
商船三井	24,000	429.00	10,296,000	
川崎汽船	51,000	233.00	11,883,000	
新日鉄住金ソリューションズ	5,300	2,669.00	14,145,700	
ITホールディングス	18,800	1,821.00	34,234,800	
KDDI	9,800	6,045.00	59,241,000	
SCSK	10,900	3,065.00	33,408,500	
ソフトバンク	6,100	7,973.00	48,635,300	
伊藤忠商事	9,600	1,304.00	12,518,400	
丸紅	10,000	740.00	7,400,000	
三井物産	8,300	1,579.00	13,105,700	
住友商事	8,800	1,365.00	12,012,000	
ドンキホーテホールディングス	900	5,440.00	4,896,000	
イオン	8,400	1,232.00	10,348,800	
ニトリホールディングス	1,600	4,600.00	7,360,000	
ファーストリテイリング	1,800	37,690.00	67,842,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	29,700	599.00	17,790,300	
三井住友フィナンシャルグループ	4,000	4,609.00	18,436,000	
みずほフィナンシャルグループ	126,900	209.00	26,522,100	
日立キャピタル	6,900	2,552.00	17,608,800	
オリックス	16,200	1,529.00	24,769,800	
住友不動産	1,000	4,375.00	4,375,000	
レオパレス 2 1	22,600	508.00	11,480,800	
ベストブライダル	6,600	620.00	4,092,000	
テイクアンドギヴ・ニーズ	3,400	2,124.00	7,221,600	
合 計			1,168,581,800	
		-		

株式以外の有価証券 該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成26年3月31日現在)

資産総額	1,155,334,732 円
負債総額	1,173,767 円
純資産総額(-)	1,154,160,965 円
発行済数量	1,694,240,000 🏻
1単位(1万口)当たり純資産額(/)	6,812 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- 1 投資信託受益証券の名義書換等 該当事項はありません。
- 受益者等名簿
 該当事項はありません。
- 3 受益者等に対する特典 該当事項はありません。
- 4 内国投資信託受益証券の譲渡制限 該当事項はありません。
- 5 受益証券の再発行 該当事項はありません。
- (注)ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名 式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更 の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

当該申請のある場合には、当該振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、当該振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載また は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機 関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めた場合またはやむをえない事情が あると判断した場合は、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

EDINET提出書類 国際投信投資顧問株式会社(E12428) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益 権を均等に再分割できるものとします。

質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成26年3月末現在:26億8千万円 会社が発行する株式総数:50,000株

発行済株式総数:12,998株

過去5年間における資本金の額の増減:該当事項はありません。

(2) 会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会の決議により、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

また、取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

投資運用の意思決定機構

投資環境検討会議にて経済環境や投資環境についての検討を行い、運用会議にてファンドの 運用方針を決定し、ファンドマネージャーは運用方針に基づき運用計画を作成し、売買に関 する指図を行います。

投資環境検討会議は、運用および調査関連役職員で構成し、運用担当役員が議長となり、原 則として月1回開催され、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について分 析し検討を行います。

運用会議には株式運用会議、債券運用会議等があり、運用関連役職員で構成し、運用担当役員が議長となり、原則として月1回開催され、ファンドの運用方針等を決定します。

ファンドマネージャーは運用会議にて運用方針が承認された後、運用計画書を作成します。 この計画に基づいて売買の指図を行い、ポートフォリオを構築します。なお、随時投資環 境、投資対象ならびに資産状況について分析および検討し、ポートフォリオの見直しを行い ます。

上記のほか、運用部門から独立したリスク管理担当部署において、多面的にファンドの投資 リスク管理を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の 設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を 行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成26年3月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下の通りです。

種類		本数(本)	純資産総額(百万円)	
	株式投資信託	単位型	17	141,750
公募		追加型	169	2,585,026
公务	公社債投資信託	単位型	0	0
		追加型	3	684,665
私募	私募 証券投資信託		9	29,667
	合計		198	3,441,108

3【委託会社等の経理状況】

1.当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」により作成しております。

- 2.財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期事業年度(平成24年4月1日 から平成25年3月31日まで)の財務諸表並びに第17期事業年度に係る中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査及び中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		第15期 (平成24年 3 月31日現在)			6期 月31日現在)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
預金			645,924		1,113,625
有価証券			19,788,098		22,629,840
前払費用			68,093		70,206
未収委託者報酬			1,711,607		2,035,613
未収収益			323,851		291,256
繰延税金資産			310,314		312,646
その他			103,911		52,373
流動資産計			22,951,799		26,505,562
固定資産					
有形固定資産			598,542		545,163
建物	1	256,595		225,325	
器具備品	1	155,252		133,837	
土地		186,000		186,000	
リース資産	1	694		-	
無形固定資産			1,357,447		1,187,321
ソフトウェア		1,357,131		1,187,066	
その他		316		255	
投資その他の資産			62,559,102		62,969,324
投資有価証券		61,686,303		62,225,684	
従業員貸付金		10,675		7,075	
長期差入保証金		513,691		479,806	
繰延税金資産		267,493		94,324	
その他		151,739		233,233	
貸倒引当金		70,800		70,800	
固定資産計			64,515,092		64,701,809
資産合計			87,466,891		91,207,372

		第15期 (平成24年 3 月31日現在)		第1 (平成25年 3 月	
区分	注記番号	金額(千円)	金額 (千円)	
(負債の部)					
 流動負債					
リース債務			728		-
預り金			41,408		40,477
未払金			773,635		909,876
未払収益分配金		1,252		1,003	
未払償還金		66,827		64,231	
未払手数料		678,718		805,515	
その他未払金		26,836		39,126	
未払費用			527,731		667,583
未払法人税等			2,247,333		1,914,256
賞与引当金			365,763		421,019
役員賞与引当金			54,000		60,000
流動負債計			4,010,601		4,013,213
固定負債					
時効後支払損引当金			17,096		843
退職給付引当金			586,157		574,934
役員退職慰労引当金			258,300		177,090
固定負債計			861,554		752,868
負債合計			4,872,156		4,766,081
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			2,680,000		2,680,000
資本剰余金			670,000		670,000
資本準備金		670,000		670,000	
利益剰余金			79,031,005		82,474,853
その他利益剰余金		79,031,005		82,474,853	
繰越利益剰余金		79,031,005		82,474,853	
自己株式			48,261		50,310
株主資本合計			82,332,743		85,774,543
評価・換算差額等					
その他有価証券評			261,991		666,747
評価・換算差額等合計			261,991		666,747
純資産合計			82,594,735		86,441,290
負債・純資産合計			87,466,891		91,207,372

(2)【損益計算書】

		第15期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日		第1 自 平成24 ⁴ 至 平成25 ⁵	年4月1日
区分	注記 番号	金額(千円)	金額 (千円)	
営業収益					
委託者報酬			42,241,566		33,537,852
投資顧問料			758,202		681,182
営業収益計			42,999,769		34,219,035
営業費用					
支払手数料			17,339,069		13,214,038
広告宣伝費			421,174		314,806
公告費			1,040		3,580
調査費			4,260,668		3,704,187
調査費		688,508		662,474	
委託調査費		3,572,159		3,041,712	
委託計算費			389,943		393,719
営業雑経費			654,595		652,259
通信費		107,705		109,548	
印刷費		500,668		504,000	
協会費		36,089		30,411	
諸会費		3,849		3,881	
諸経費		6,283		4,418	
営業費用計			23,066,491		18,282,591
一般管理費					
給料			3,431,770		3,336,898
役員報酬		200,295		212,725	
給与・手当		2,878,932		2,823,001	
賞与		352,543		301,171	
賞与引当金繰入			365,763		421,019
役員賞与引当金繰入			54,000		60,000
福利厚生費			452,347		454,574
交際費			44,423		40,778
旅費交通費			187,899		184,540
租税公課			109,098		98,000

		第15期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日		自 平成24	6期 年 4 月 1 日 年 3 月31日
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
不動産賃借料			597,677		592,927
退職給付費用			234,629		234,100
役員退職慰労引当金 繰入			70,280		93,220
固定資産減価償却費			726,395		678,955
諸経費			1,376,509		1,581,071
一般管理費計			7,650,794		7,776,086
営業利益			12,282,483		8,160,357
営業外収益					
受取配当金			2,433		3,091
有価証券利息			535,366		476,953
受取利息			1,059		574
時効成立分配金・償 還金			934		7,728
その他			28,794		37,867
営業外収益計			568,587		526,215
営業外費用					
投資有価証券売却損	1		95,889		-
その他			23,280		12,430
営業外費用計			119,169		12,430
経常利益			12,731,901		8,674,143
特別利益					
投資有価証券売却益			11,814		-
特別利益計			11,814		-
特別損失					
投資有価証券売却損			5,519		-
投資有価証券評価減			8,986		18,250
固定資産除却損			19,828		9,200
特別損失計			34,334		27,450
税引前当期純利益			12,709,381		8,646,692
法人税、住民税 及び事業税			5,101,265		3,281,643
法人税等調整額			183,253		37,924
当期純利益			7,424,862		5,327,124

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

		(十四:113)
	第15期 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日	第16期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
株主資本		
資本金		
当期首残高及び当期末残高	2,680,000	2,680,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高及び当期末残高	670,000	670,000
資本剰余金合計		
当期首残高及び当期末残高	670,000	670,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	101,609,762	79,031,005
当期变動額		
剰余金の配当	30,003,619	1,883,275
当期純利益	7,424,862	5,327,124
当期変動額合計	22,578,757	3,443,848
当期末残高	79,031,005	82,474,853
利益剰余金合計		
当期首残高	101,609,762	79,031,005
当期変動額		
剰余金の配当	30,003,619	1,883,275
当期純利益	7,424,862	5,327,124
当期変動額合計	22,578,757	3,443,848
当期末残高	79,031,005	82,474,853
自己株式		
当期首残高	45,329	48,261
当期変動額		
自己株式の取得	2,932	2,049
当期变動額合計	2,932	2,049
当期末残高	48,261	50,310
	-	

(単位:千円)

		(単位:十円)
	第15期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	第16期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
—————————————————————————————————————		
当期首残高	104,914,433	82,332,743
当期変動額		
剰余金の配当	30,003,619	1,883,275
当期純利益	7,424,862	5,327,124
自己株式の取得	2,932	2,049
当期変動額合計	22,581,689	3,441,799
当期末残高	82,332,743	85,774,543
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	226,349	261,991
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純 額)	35,642	404,755
部 <i>)</i> 当期変動額合計	35,642	404,755
当期末残高	261,991	666,747
評価・換算差額等合計		
当期首残高	226,349	261,991
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純 額)	35,642	404,755
当期変動額合計	35,642	404,755
当期末残高	261,991	666,747
純資産合計		
当期首残高	105,140,782	82,594,735
当期変動額		
剰余金の配当	30,003,619	1,883,275
当期純利益	7,424,862	5,327,124
自己株式の取得	2,932	2,049
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	35,642	404,755
当期変動額合計	22,546,047	3,846,555
当期末残高	82,594,735	86,441,290

[注記事項]

(重要な会計方針)

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。)

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

- 2.固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

8~50年

器具備品

3~15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- 3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念 債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しておりま す。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計 上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上 しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

負債計上を中止した未払収益分配金及び未払償還金について過去の支払実績に基づき計上して おります。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益 として処理しております。

5.消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

(会計方針の変更)

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定 資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この変更によ る損益計算書等に与える影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

(1)概要

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正(退職給付見込額の帰属方法について、期間定額基準のほか給付算定式基準の適用が可能となったほか、割引率の算定方法の改正等)

(2)適用予定日

平成26年4月1日以後に開始する事業年度の期首から適用予定

(3) 当該会計基準等の適用による影響

財務諸表作成時において財務諸表に与える影響は、現在評価中であります。

(貸借対照表関係)

第15期 (平成24年 3 月31	∃現在)	第16期 (平成25年 3 月31日現在)		
1 . 有形固定資産の減価償金 りであります。 建物 器具備品 リース資産	印累計額は次のとお 524,237千円 541,609千円 3,471千円	1 . 有形固定資産の減値 りであります。 建物 器具備品	西償却累計額は次のとお 535,307千円 542,022千円	

(損益計算書関係)

第15期	第16期
自 平成23年4月1日	自 平成24年 4 月 1 日
至 平成24年3月31日	至 平成25年 3 月31日
1 . 当社が運用等を行う投資信託の受益権を解 約したことによるものであります。	

(株主資本等変動計算書関係)

. 第15期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数

発行済株式の種類	(単位:株)			
	当事業年度期首	当事業年度	当事業年度	当事業年度末
	株式数	増加株式数	減少株式数	株式数
発行済株式				
普通株式	12,998	-	-	12,998

2. 自己株式の種類及び株式数

(単位:株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式				
普通株式	9	0	-	10

(注)増加は端株の買取りによるものであります。

3.配当に関する事項

(1)配当金の支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総 額	1株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
平成23年 6 月27日	普通	20 002 <u>F</u> E	2 240 000TI	亚世纪年2日24日	▼#32年 6 月20日
定時株主総会	株式	30,003日万円	2,310,000円	平成23年3月31日	平成23年 6 月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 平成24年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

(決議)	株式の 種類	配当の 原 資	配当金の 総 額	1 株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年 6 月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,883百万円	145,000円	平成24年 3 月31日	平成24年 6 月28日

. 第16期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数

(単位:株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	12,998	-	-	12,998

2. 自己株式の種類及び株式数

(単位:株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式				
普通株式	10	0	-	10

(注)増加は端株の買取りによるものであります。

3.配当に関する事項

(1)配当金の支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総 額	1株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
平成24年 6 月27日	普通	1 002五上田	145 000⊞	亚弗24年2月24日	亚弗24年6日20日
定時株主総会	株式	1,883百万円	145,000円	平成24年3月31日 	平成24年 0 月20日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの平成25年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

(決議)	株式の 種類	配当の 原 資	配当金の 総 額	1 株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成25年6月25日	普通	利益	5 224五上田 5 224五上田	440 000 E	亚弗尔安 日24日	亚母25年6月26日
定時株主総会	株式	剰余金	5,324日万円	410,000円	十成254 5月31日 	平成25年 6 月26日

(リース取引関係)

	915期 3月31日現在)	第16期 (平成25年 3 月31日現在)		
借主側		借主側		
オペレーティング・リ	ース取引	オペレーティング・「	リース取引	
オペレーティング	・リース取引のうち解約不	オペレーティング	ブ・リース取引のうち解約不	
能のものに係る未経過	過リース料	能のものに係る未総	圣過リース料	
1年内	546,428千円	1年内	569,185千円	
1年超	933,561千円	1年超	472,256千円	
合計	1,479,989千円	合計	1,041,441千円	

(金融商品関係)

- 1.金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針

当社の資金運用は安全性の高い金融資産を中心に行っております。なお、デリバティブ取引は 行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金は、銀行の信用リスクに晒されていますが数行に分散して預入れしており、リスクの軽減を図っております。有価証券及び投資有価証券は、主として国内債券及び投資信託であります。有価証券及び投資有価証券は、価格変動リスク、金利リスク等の市場リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体等の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から当社に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少となっています。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

第15期(平成24年3月31日現在)

73 10 MJ (1 M/L 1 1 3 7 JO 1 II M/L I)			(+ 113)
	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)預金	645,924	645,924	-
(2)有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	7,103,544	7,111,072	7,527
その他有価証券	74,240,027	74,240,027	-
(3)未収委託者報酬	1,711,607	1,711,607	-
資産計	83,701,103	83,708,631	7,527
(1)未払手数料	678,718	678,718	-
(2)未払法人税等	2,247,333	2,247,333	-
負債計	2,926,052	2,926,052	-

第16期(平成25年3月31日現在)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)預金	1,113,625	1,113,625	-
(2)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	84,724,694	84,724,694	-
(3)未収委託者報酬	2,035,613	2,035,613	-
資産計	87,873,934	87,873,934	-
(1)未払手数料	805,515	805,515	-
(2)未払法人税等	1,914,256	1,914,256	-
負債計	2,719,772	2,719,772	-

(注1)

金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項 資産

(1)預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は価格情報会社の提供する価格によっております。なお、投資信託については、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(3) 未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってお ります。

(注2)

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	第15期 (平成24年 3 月31日現在)	第16期 (平成25年 3 月31日現在)
非上場株式(*1)	130,830	130,830

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるこ とから時価評価しておりません。

(注3)

金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第15期(平成24年3月31日現在)			(単位:千円)
区分	1 年以内	1 年超	3 年超
区刀	1 午以四	3年以内	5 年以内
預金	645,924	-	-
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券			
(1)国債	-	-	-
(2)社債	3,200,000	-	-
(3) その他	3,900,000	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの(債券)			
(1)国債	1,500,000	27,700,000	10,200,000
(2)社債	8,909,200	8,100,000	-
(3) その他	2,202,000	6,850,000	-
未収委託者報酬	1,711,607	-	-
合計	22,068,731	42,650,000	10,200,000

第16期(平成25年3月31日現在)

(単位:千円)

区分	1年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内
預金	1,113,625	1	-
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券のうち満期があるもの(債券)			
(1)国債	16,000,000	25,500,000	-
(2)社債	5,700,000	2,400,000	2,200,000
(3)その他	800,000	16,650,000	6,700,000
未収委託者報酬	2,035,613	-	-
合計	25,649,239	44,550,000	8,900,000

(有価証券関係)

. 第15期(平成24年3月31日)

1.満期保有目的の債券

(単位:千円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
D+/T /3/42/44-2-1077-+	国債	-	-	-
時価が貸借対照表	社債	1,802,119	1,807,716	5,596
計上額を超えるもの	その他	3,901,258	3,915,472	14,213
	小計	5,703,378	5,723,188	19,809
は海が後供社の主	国債	-	-	-
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	社債	1,400,165	1,387,884	12,281
	その他	-	-	-
	小計	1,400,165	1,387,884	12,281
合計		7,103,544	7,111,072	7,527

2 . その他有価証券

(単位:千円)

	4毛 米石	貸借対照表	现得后进	学 安石	
	種類	計上額	取得原価	差額	
	(1)株式	45,973	20,927	25,045	
	(2)債券				
貸借対照表計上	国債	32,119,229	32,032,316	86,912	
額が取得原価を	社債	15,707,088	15,621,406	85,682	
超えるもの	その他	9,281,508	9,216,014	65,494	
	(3)その他	3,231,406	2,988,482	242,924	
	小計	60,385,207	59,879,147	506,060	
	(1)株式	9,614	9,614	-	
	(2)債券				
貸借対照表計上	国債	7,742,191	7,743,808	1,617	
額が取得原価を	社債	1,482,321	1,509,884	27,563	
超えないもの	その他	-	-	-	
	(3)その他	4,620,694	4,767,842	147,148	
	小計	13,854,820	14,031,149	176,329	
合計		74,240,027	73,910,296	329,730	

- (注1)取得原価は減損処理後の金額で記載しております。その他有価証券で時価のある株式について8,986千円減損処理を行っております。なお、事業年度末の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性があると認められるものを除き、減損処理を行うこととしております。
- (注2)非上場株式(貸借対照表計上額130,830千円)については、市場価格がなく、時価を把握する ことが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりま せん。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位:千円)

			(112.113)
種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	-	-	-
(2)債券			
国債	17,147,914	11,814	5,519
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	2,629,438	13	95,889
合計	19,777,352	11,827	101,408

. 第16期(平成25年3月31日)

1.その他有価証券 (単位:千円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額			
	(1)株式	106,426	30,541	75,884			
	(2)債券						
貸借対照表計上	国債	41,841,292	41,728,505	112,786			
額が取得原価を	社債	7,668,879	7,642,169	26,709			
超えるもの	その他	17,917,006	17,861,809	55,196			
	(3)その他	6,254,812	5,588,927	665,884			
	小計	73,788,415	72,851,953	936,461			
	(1)株式	-	-	-			
	(2)債券						
貸借対照表計上	国債	-	-	-			
額が取得原価を	社債	2,789,789	2,790,586	797			
超えないもの	その他	6,418,718	6,425,967	7,249			
	(3)その他	1,727,772	1,788,790	61,018			
	小計	10,936,279	11,005,343	69,064			
合計		84,724,694	83,857,296	867,397			

- (注1)取得原価は減損処理後の金額で記載しております。その他有価証券で時価のあるものについて 18,250千円減損処理を行っております。なお、事業年度末の時価が取得原価に比べて50%以上 下落した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性がある と認められるものを除き、減損処理を行うこととしております。
- (注2)非上場株式(貸借対照表計上額130,830千円)については、市場価格がなく、時価を把握する ことが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりま せん。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	-	-	-
(2)債券			
国債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	ı
(3)その他	304,550	2,615	-
合計	304,550	2,615	-

(デリバティブ取引関係)

第15期	第16期
(平成24年3月31日現在)	(平成25年3月31日現在)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第15期 (平成24年 3 月31日現在)	第16期 (平成25年 3 月31日現在)	
繰延税金資産	(平成24年3月31日現任)	(平成25年 5 月31日現任)	
投資有価証券評価減	261,929千円	268,434千円	
ゴルフ会員権評価減	59,835	50,925	
賞与引当金	139,026	160,029	
退職給付引当金	187,822	154,392	
役員退職慰労引当金	92,058	63,114	
時効後支払損引当金	6,093	300	
事業税及び事業所税	160,347	138,818	
減損損失	306,912	305,697	
その他	85,655	116,724	
繰延税金資産小計	1,299,681	1,258,438	
評価性引当額	653,911	650,291	
繰延税金資産合計 _	645,769	608,146	
繰延税金負債			
未収配当金	223	525	
その他有価証券評価差額金 _	67,739	200,650	
繰延税金負債合計 ————————————————————————————————————	67,962	201,175	
差引:繰延税金資産の純額 _	577,807	406,971	

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	第15期 (平成24年 3 月31日現在)	第16期 (平成25年 3 月31日現在)
(1) 退職給付債務	2,112,696千円	2,493,252千円
(2) 年金資産	1,396,989	1,738,225
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)	715,706	755,026
(4) 未認識数理計算上の差異	188,709	321,826
(5) 貸借対照表額純額(3)+(4)	526,997	433,200
(6) 前払年金費用	59,159	141,733
(7) 退職給付引当金(5)-(6)	586,157	574,934

3. 退職給付費用に関する事項

	第15期 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日	第16期 自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日
(1) 勤務費用	163,634千円	161,881千円
(2) 利息費用	35,426	38,028
(3) 期待運用収益	20,760	25,145
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	22,825	25,203
(5) その他 (注)	33,503	34,132
(6) 退職給付費用(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	234,629	234,100

⁽注)確定拠出年金への掛金拠出額であります。

4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	第15期 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日	第16期 自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日
(1) 退職給付見込額の期間 配分方法	期間定額基準	同左
(2) 割引率	1.8%	0.69%
(3) 期待運用収益率	1.8%	1.8%
(4) 数理計算上の差異の 処理年数	10年(各事業年度の発生時の従業員 の平均残存勤務期間以内の一定の	
	年数による定額法により、発生し た事業年度の翌期から費用処理す	同左
	ることとしております。)	

(セグメント情報等)

第15期

自 平成23年4月1日

至 平成24年 3 月31日

セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1.製品及びサービスごとの情報

当社は、投資運用業における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社は、本邦における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90% を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。 第16期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日

セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1.製品及びサービスごとの情報

当社は、投資運用業における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

- 2.地域ごとの情報
 - (1) 営業収益

当社は、本邦における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90% を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、 記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

(関連当事者情報)

- . 第15期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
 - 1.関連当事者との取引
 - (1)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ス タンレー 証券株式会社	東京都千代田区	405 億円	金融商品取引業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 役員の兼任	投資信託 に係る事 務代行 数料の支 払 (注1)	3,217,788 千円	未払手数料	162 ,450 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
- (注2)上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めて おります。
 - 2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場)

三菱UF J 証券ホールディングス株式会社(非上場)

- . 第16期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
- 1.関連当事者との取引
 - (1)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ス タンレー 証券株式会社	東京都千代田区	405 億円	金融商品取引業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 役員の兼任	投資信託 資係 務代 の 数料 の は 注1)	2,483,692 千円	未払 手数料	236,330 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
- (注2)上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めて おります。
 - 2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証 券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場)

三菱UF J 証券ホールディングス株式会社(非上場)

(1株当たり情報)

第15期 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日	第16期 自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日			
1株当たり純資産額 6,359,257円46	1株当たり純資産額 6,655,586円29銭			
銭				
1株当たり当期純利益 571,651円62銭	1 株当たり当期純利益 410,159円30銭			
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益につ	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益につ			
いては、潜在株式が存在しないため記載しており	いては、潜在株式が存在しないため記載しており			
ません。	ません。			
1株当たり当期純利益の算定上の基礎	1株当たり当期純利益の算定上の基礎			
損益計算書上の当期純利益 7,424,862千円	損益計算書上の当期純利益 5,327,124千円			
普通株式に係る当期純利益 7,424,862千円	普通株式に係る当期純利益 5,327,124千円			
普通株主に帰属しない金額の主な内訳	普通株主に帰属しない金額の主な内訳			
- 千円	- 千円			
普通株式の期中平均株式数 12,988株	普通株式の期中平均株式数 12,987株			
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株	希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株			
当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株	当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株			
式の概要	式の概要			
該当事項はありません。	該当事項はありません。			

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

		第17期中間会計期間末 (平成25年 9 月30日現在)	
区分	注記番号	金額(千円)	
(資産の部)			
流動資産			
預金			3,873,630
有価証券			20,564,536
前払費用			66,347
未収委託者報酬			2,687,446
繰延税金資産			304,790
未収収益			292,935
その他			16,087
流動資産合計			27,805,774
固定資産			
有形固定資産			576,669
建物	1	221,088	
器具備品	1	169,581	
土地		186,000	
無形固定資産			1,131,652
投資その他の資産			59,738,553
投資有価証券		58,824,688	
従業員貸付金		5,275	
長期差入保証金		480,570	
繰延税金資産		229,213	
その他		269,606	
貸倒引当金		70,800	
固定資産合計			61,446,875
資産合計			89,252,649

			有侧趾分拟口管
		第17期中間会計期間末 (平成25年 9 月30日現在)	
区分	注記番号	金額 (千円)	
(負債の部)			
流動負債			
預り金			38,723
未払金			1,299,523
未払収益分配金		1,041	
未払償還金		61,457	
未払手数料		1,049,879	
その他未払金		187,145	
未払費用			890,584
未払法人税等 			1,812,044
賞与引当金			395,329
役員賞与引当金			27,500
流動負債合計			4,463,706
固定負債			
時効後支払損引当金			262
退職給付引当金			602,473
役員退職慰労引当金			176,460
固定負債合計			779,195
負債合計			5,242,902
(純資産の部)			
株主資本			
資本金			2,680,000
資本剰余金			670,000
資本準備金		670,000	
利益剰余金			80,488,981
その他利益剰余金		80,488,981	
繰越利益剰余金		80,488,981	
自己株式			50,310
株主資本合計			83,788,670
評価・換算差額等			004 070
その他有価証券評価差額金			221,076
評価・換算差額等合計 			221,076
純資産合計			84,009,747
負債・純資産合計			89,252,649

(2)中間損益計算書

		第17期中間会計期間 自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日	
区分	注記番号	金額 (千円)	
営業収益			
委託者報酬			18,666,667
投資顧問料			433,843
営業収益計			19,100,510
営業費用・一般管理費			
営業費用			10,609,865
支払手数料		7,415,927	
その他営業費用		3,193,938	
一般管理費	1		3,845,189
営業費用・一般管理費計			14,455,055
営業利益			4,645,455
営業外収益			
受取利息及び配当金		185,038	
時効成立分配金・償還金		2,976	
その他		33,543	
営業外収益計			221,558
営業外費用			
その他		1,269	
営業外費用計			1,269
経常利益			4,865,744
特別利益 			
投資有価証券償還益		226,404	
特別利益計			226,404
税引前中間純利益			5,092,148
法人税、住民税及び事業税			1,728,309
法人税等調整額			24,721
中間純利益			3,339,117

(3)中間株主資本等変動計算書

	(単位:千円)
	第17期中間会計期間
	自 平成25年4月1日
	至 平成25年 9 月30日
株主資本	
資本金	
当期首残高及び当中間期末残高	2,680,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高及び当中間期末残高	670,000
資本剰余金合計	
当期首残高及び当中間期末残高	670,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	82,474,853
当中間期変動額	
剰余金の配当	5,324,989
中間純利益	3,339,117
当中間期変動額合計	1,985,872
当中間期末残高	80,488,981
利益剰余金合計	
当期首残高	82,474,853
当中間期変動額	
剰余金の配当	5,324,989
中間純利益	3,339,117
当中間期変動額合計	1,985,872
当中間期末残高	80,488,981
自己株式	
当期首残高及び当中間期末残高	50,310
株主資本合計	<u> </u>
当期首残高	85,774,543
当中間期変動額	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
剰余金の配当	5,324,989
中間純利益	3,339,117
当中間期変動額合計	1,985,872
当中間期末残高	83,788,670
. 1 1 9779 1 77741 9	

	第17期中間会計期間
	自 平成25年4月1日
	至 平成25年9月30日
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	666,747
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	445,671
当中間期変動額合計	445,671
当中間期末残高	221,076
評価・換算差額等合計	
当期首残高	666,747
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	445,671
当中間期変動額合計	445,671
当中間期末残高	221,076
純資産合計	
当期首残高	86,441,290
当中間期変動額	
剰余金の配当	5,324,989
中間純利益	3,339,117
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	445,671
当中間期変動額合計	2,431,543
当中間期末残高	84,009,747

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法を採用しております。 (評価差額は全部純資産 直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。)

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

2.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念 債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)實与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、当中間会計期間に負担すべき支給見込額を 計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支払に備えるため、当中間会計期間に負担すべき支給見込額を計 上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末における要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

負債計上を中止した未払収益分配金、未払償還金について過去の支払実績に基づき計上しております。

4. 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5.消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末(平成25年9月30日現在)

1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

建物548,866千円器具備品570,978千円計1,119,845千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1. 当中間会計期間の減価償却実施額は以下のとおりであります。

有形固定資産42,515千円無形固定資産253,514千円計296,029千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1.発行済株式の種類及び総数

(単位:株)

	当事業年度期首	当中間会計期間	当中間会計期間	当中間会計期末
	株式数	増加株式数	減少株式数	株式数
発行済株式 普通株式	12,998	-	-	12,998

2. 自己株式の種類及び株式数

(単位:株)

	当事業年度期首	当中間会計期間	当中間会計期間	当中間会計期末
	株式数	増加株式数	減少株式数	株式数
自己株式				
普通株式	10	-	-	10

3.配当に関する事項

配当金の支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総 額	1 株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
平成25年 6 月25日 定時株主総会	普通 株式	5,324百万円	410,000円	平成25年 3 月31日	平成25年 6 月26日

(リース取引関係)

当中間会計期間末(平成25年9月30日現在)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内568,038千円1年超188,810千円合計756,848千円

(金融商品関係)

当中間会計期間末(平成25年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。 ((注2)参照)

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)預金	3,873,630	3,873,630	1
(2)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	79,258,394	79,258,394	-
(3)未収委託者報酬	2,687,446	2,687,446	ı
資産計	85,819,471	85,819,471	-
(1)未払手数料	1,049,879	1,049,879	-
(2)未払法人税等	1,812,044	1,812,044	-
負債計	2,861,924	2,861,924	-

(注1)

金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資産

(1)預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は価格情報会社の提供する価格によっております。なお、投資信託については、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(3) 未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	130,830

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価評価しておりません。

(有価証券関係)

当中間会計期間末(平成25年9月30日現在)

その他有価証券 (単位:千円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
	(1)株式	143,063	30,541	112,522
	(2)債券			
中間貸借対照表	国債	27,966,507	27,903,710	62,796
計上額が取得原	社債	5,029,330	5,018,964	10,365
価を超えるもの	その他	11,345,110	11,316,990	28,119
	(3)その他	4,609,713	4,277,379	332,334
	小計	49,093,724	48,547,587	546,137
	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			
中間貸借対照表	国債	9,653,412	9,654,644	1,232
計上額が取得原	社債	2,272,923	2,276,577	3,654
価を超えないもの	その他	15,115,626	15,136,641	21,015
	(3)その他	3,122,709	3,372,970	250,261
	小計	30,164,670	30,440,834	276,164
合計		79,258,394	78,988,421	269,972

- (注1)取得原価は減損処理後の金額で記載しております。なお、中間会計期間末の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性があると認められるものを除き、減損処理を行うこととしております。
- (注2) 非上場株式(中間貸借対照表計上額130,830千円)については、市場価格がなく、時価を 把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含 めておりません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末(平成25年9月30日現在)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1.製品及びサービスごとの情報

当社は、投資運用業における営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

- 2.地域ごとの情報
- (1) 営業収益

当社は、本邦における営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がない ため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)

1株当たり純資産額

6,468,368円51銭

1 株当たり中間純利益

257,096円86銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、潜在株式が存在しないため、記載 しておりません。

(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益(千円) 3,339,117 普通株主に帰属しない金額(千円) -普通株式に係る中間純利益(千円) 3,339,117 普通株式の期中平均株式数(株) 12,987

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行 為が禁止されています。

- (1) その行う投資運用業に関して、自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行う ことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金 融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) その行う投資運用業に関して、運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行う こと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜さ せるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと
- (5) 前記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 定款の変更 委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項 該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額(百万円) 平成25年3月末現在	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法。以下同じ。)に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>(平成25年3月末現在)

名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金 : 10,000百万円

事業の内容 :銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいま

す。

(2) 販売会社

名称	資本金の額(百万円) 平成25年3月末現在	事業の内容
三菱UFJモルガン・スタン	40,500	金融商品取引法に定める第一種金融
レー証券株式会社	,	商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの財産の保管および管理等を行います。

(2) 販売会社

受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

- (1) 委託会社が保有する関係法人の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記載します。 該当事項はありません。
- (2) 関係法人が保有する委託会社の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記載します。

受託会社

該当事項はありません。

販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる以下の書類を提出しています。

平成25年6月6日 有価証券届出書

有価証券報告書

平成25年12月9日 有価証券届出書の訂正届出書

半期報告書

独立監査人の監査報告書

平成25年6月25日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている国際投信投資顧問株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する 意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際投信投資顧問株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年4月25日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際 ジャパン オープンの平成25年3月12日から平成26年3月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際 ジャパン オープンの平成26年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の 規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月12日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている国際投信投資顧問株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第17期事業年度の中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

EDINET提出書類 国際投信投資顧問株式会社(E12428) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、国際投信投資顧問株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は、当社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。